

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第17号

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)

第4条第1項ただし書きの規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科(以下「研究科」という。)に勤務する教育職員の就業に関する特例について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲等)

第2条 この規程は、研究科に勤務する教育職員(共生科学技術研究部に所属し研究科を兼務する教育職員及び技術経営研究科長を除く。以下「教育職員」という。)に対して適用する。

(定年年齢に達した者の採用)

第3条 学長が必要と認める場合には、教育研究評議会の議を経て、就業規則第19条第1項ただし書きに定める定年年齢に達した者を教育職員として採用することができる。

2 前項において、就業規則第4条第1項第1号に定める者が定年退職する日の翌日に、当該者を引き続き教育職員として採用しようとする場合においては、就業規則第20条に定める国立大学法人東京農工大学再雇用規程によらず、新たに雇用契約を結ぶものとする。

3 前2項における雇用の期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとし、勤務実績を勘案して雇用契約の更新を可能とする。ただし、満68歳となった者の雇用契約を更新することはできないものとする。

(給与)

第4条 教育職員の給与は、就業規則第28条に定める国立大学法人東京農工大学職員給与規程にかかわらず、年俸制とし、必要な事項は、別に定める。

(兼業)

第5条 教育職員の兼業は、就業規則第35条に定める国立大学法人東京農工大学職員兼業規程の適用を受けないものとする。

(労働時間)

第6条 教育職員の労働時間は、就業規則第37条に定める国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程にかかわらず、個別に定めるものとする。

(退職手当)

第7条 教育職員の退職手当は、就業規則第58条に定める国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の適用を受けないものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。